

岩手県監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定により行った監査の結果を次のとおり公表する。

令和2年1月14日

岩手県監査委員 軽石 義則  
岩手県監査委員 神崎 浩之  
岩手県監査委員 寺沢 剛  
岩手県監査委員 沼田 由子

岩手県立一戸病院

- 1 監査執行年月日 令和元年11月29日
- 2 担当監査委員 軽石 義則、寺沢 剛
- 3 監査の結果

(1) 経営の状況（令和元年8月末現在）

ア 患者数

区 分	令和元年度	平成30年度	比 較	
			人 数	増減率
入院	人 24,359	人 26,483	人 △2,124	% △8.0
外来	22,072	24,475	△2,403	△9.8

イ 経営収支

区 分	令和元年度	平成30年度	比 較	
			金 額	増減率
事業収益	千円 625,892	千円 616,852	千円 9,041	% 1.5
事業費用	1,018,194	1,023,695	△5,501	△0.5
収支差引額	△392,302	△406,843	14,542	3.6

(2) 予算の執行及び財産の管理の状況 おおむね良好と認められるが、留意改善を要する事項は次のとおりである。

- ア 特殊勤務手当の支給に当たり、支給すべき金額より多く支給しているものが11件、143,000円あったので、適正な事務の執行に努められたい。
- イ 物品の管理に当たり、固定資産台帳と現物が一致しないものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。